

第17回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第17回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子

会議日時 令和7年3月27日 午後2時開会

会議場所 大船渡市役所地階大会議室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定

日程第2 書記及び議事録署名委員の指名

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法の適用外であることの証明願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 10名）

議長 熊谷 玲子君	1番 佐藤 信君
-----------	----------

2番 菊地 久寿君	3番 金野たか子君
-----------	-----------

4番 及川 和子君	5番 細谷 知成君
-----------	-----------

6番 鈴木 力男君	7番 及川 建則君
-----------	-----------

8番 近江カズ子君	9番 中村 亨君
-----------	----------

（農地利用最適化推進委員10名）

[大船渡地区] 大船渡地域 佐藤 幾子君	末崎地域 鈴木のり子君
----------------------	-------------

末崎地域 尾形キヨシ君	赤崎地域 浅野 幸喜君
-------------	-------------

猪川地域 鈴木 学君	立根地域 金 典夫君
------------	------------

日頃市地域 中嶋 敬治君	
--------------	--

[三陸町地区] 綾里地域 根内 孝君	綾里地域 古内 文人君
--------------------	-------------

越喜来地域 及川 孝子君	
--------------	--

欠席者（0名）

遅刻者（0名）

早退者（0名）

事務局出席者

局長 高橋 大介君

係長 志田 和則君

午後2時開会

○議長（熊谷玲子君） 本日は、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、これより第17回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

初めに、総会開催にあたり、これまでの経緯等について、高橋事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（高橋大介君） 去る2月28日開催予定の総会の延会に係る経緯ですが、2月26日に発災いたしました赤崎町合足地内林野火災により、熊谷会長及び中村会長職務代理者に出席いただき、会議規則第12条（会議の開閉）第3項に定める定足数に達しないことから、延会としたことを報告いたします。

○議長（熊谷玲子君） 次に、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2月26日赤崎町合足地内林野火災により、避難を余儀なくされた、赤崎町、三陸町綾里、三陸町越喜来の方々に置かれましては、大変、ご苦労と不安な日々を過ごされたことと思います。言葉では言い尽くせない、大変な思いだったと思い、心よりお見舞い申し上げます。被害にあられた方、命を落とされてしまった方には、心よりお悔やみ申し上げます。二度とこういう大惨事はあってはならないことです。一人一人が気を付ければ防げることです。皆さんで心掛けていきたいと思います。

○議長（熊谷玲子君） 本日の出席の農業委員は10名、推進委員は10名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、高橋事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（高橋大介君） それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、1月28日開催の「第16回総会」以降の経過報告です。2月3日、「大船渡市農業協同組合役員報酬審議会」に熊谷会長が出席しました。2月5日・6日、「市町村農業委員会会長・事務局長会議及び研修会」に、中村会長職務代理者が出席しました。2月5日、「岩手県農業会議創立70周年記念行事」に、中村会長職務代理者が出席しました。2月6日、「令和6年度いわてポラーノの会総会」に、女性農業委員及び推進委員4人が参加しました。同日に開催しました、「令和6年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会」にも参加しました。3月3日に開催する予定であった「令和6年度農業労賃標準額設定検討委員会」は、中止とすることとし、書面決議となったところであります。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。3月31日、「令和6年度大船渡市退職職員辞令書交付式」及び「副市長退任式」に、熊谷会長が出席する予定です。4月1日、「令和7年度大船渡市職員辞令書交付式」に、熊谷会長が出席する予定です。4月21日、広報おおふなどの発行で、「農業労賃標準額」を掲載、周知する予定です。4月22日、「令和7年度大船渡地方農業振興協議会通常総会」に、熊谷会長が出席する予定です。次回の「第19回総会」は、4月25日に開催を予定しておりますので、よろしくお願いします。行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（熊谷玲子君） 日程第1、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に、日程第2、「書記及び議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、農業委員からの指名となります。書記及び議事録署名委員を、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には、事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、1番、佐藤信農業委員、9番、中村亨農業委員を指名します。

○議長（熊谷玲子君） 次に、日程第3、報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長（高橋大介君） それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は田及び畠、現況地目は田、畠、雑種地及び公衆用道路、面積は計12,967m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月16日となっております。

3ページをお開きください。番号2、登記簿地目は畠及び原野、現況地目は田、面積は計1,122m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月23日となっております。

次に、番号3、登記簿地目は畠、現況地目は公衆用道路、面積は計197m²。権利を取得した事由は相続。1月27日届出、1月28日受理となっております。

次に、番号4、登記簿地目、現況地目いずれも畠、面積は1,293m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月31日となっております。説明は以上です。

○議長（熊谷玲子君） 報告第1号について、質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 次に、日程第4、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長（高橋大介君） それでは議案書4ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があつたので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページを合わせてご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は1,301m²。権利種別は使用貸借。

申請事由ですが、貸付人は農業をする意思がなく、借受人は、大船渡市で田を作付希望しております、貸付人は借受人からの借受希望に応じたものになります。

次に、番号2、地図は2ページを合わせてご覧ください。登記簿地目は田、現況地目は雑種地、面積は計799m²。権利種別は売買。

申請事由ですが、譲受人が、譲渡人から、地図の申請地の左上にある土地付き家屋とともに売買で購入し、申請地でダイコン、トウモロコシ、トマト、ネギなどを作付するということです。申請地の状況については、石混じりで地盤は固くなっています、作付するための耕作が必要になるものと想定しています。以上です。

○議長（熊谷玲子君） 次に、担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、大船渡地区日頃市地域、中島敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員（中島敬治君） 議案第1号1番について、調査報告します。申請地の現況は水田です。貸付人は相続人代表で、被相続人は、生前は耕作しておりましたが、亡くなっていますから、相続人で耕作できる方がいません、耕作できる方を探していましたところ、借受人が引き受けくださることになったようです。2月21日に電話で確認しましたが、借受人は米粉を使った食品の製品を製造しております、経営を安定させるために原料として確保していきたいということでした。休耕状態の水田を再び耕作するための対策を行うとのことです。周囲は、ほかの所有者が水田として耕作中です。よろしくお願いします。

○議長（熊谷玲子君） それでは、議案第1号1番について、質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号1番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に、議案第1号2番について、三陸町地区綾里地域、根内孝推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員（根内孝君） 推進委員の根内です。議案第1号2番について、調査結果を報告します。譲渡人の父親は亡くなっています。母親は、譲渡人と一緒に暮らしており、家は空き家になっています。現地を確認してから、2月22日に2人から話を聞きました。売買に至る経緯は、2人とも全く面識がなく、ネットでの購買で知り合ったということです。譲渡人親子は、地元に帰る気がないとのことでした。譲受人は、市外で農業を営んでおり、農業に興味があり、将来的には、畑で野菜などを作つて暮らしたいとのことで、現地を確認してから、購入を決定したとのことです。以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは、議案第1号2番について、質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号2番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の举手を求めます。

（ 賛成者举手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に、日程第5、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長（高橋大介君） 議案書5ページをお開きください。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があつたので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は3ページを合わせてご覧ください。登記簿地目は田、現況地目は畠及び宅地、面積は計233m²。権利種別は売買。

転用理由は、譲受人は、申請地が教育施設や商業施設に近く、周囲は宅地化が進んでいるため、分譲地として利用したいとのことです。申請地は教育施設に近いことから第3種農地であり、農業振興地域、農用地区域外、都市計画区域内、第一種低層住居専用地域になります。

次に、番号2から番号4までは、番号1と同じ転用理由になります。地図は3ページを合わせてご覧ください。

番号2、登記簿地目は田、現況地目は田及び雑種地、面積は計1,947m²。権利種別は売買。転用理由以下の説明は、割愛いたします。

次に、番号3、登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は計5,195m²。権利種別は売買。転用理由以下の説明は、割愛いたします。

次に、番号4、登記簿地目、現況地目いずれも畠、面積は計921m²。権利種別は売買。転用理由以下の説明は、割愛いたします。

次に、番号5、地図は4ページを合わせてご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも畠、面積は計179m²。権利種別は売買。

転用理由は、譲受人の一般個人住宅建築のための5条申請について、9月30日開催の第12回総会において許可となった事案であり、この後説明する番号6の譲受人の一般個人住宅建築との関わりで、通路として利用するためのものです。申請地は第3種農地であり、農業振興地域・農用地区域外、都市計画区域内、第一種低層住居専用地域になります。

次に、番号6、地図は同じく4ページをご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも畠、面積は計647m²。権利種別は売買。

転用理由は、譲受人の一般個人住宅建築のためのものです。申請地の状況は番号5と同じになります。

次に、番号7、地図は5ページを合わせてご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は1,968m²。権利種別は贈与。

転用理由は、事業用機材置場として利用するためとのことで、現在は、分散した保管により不便であるため、申請地に集約して利用するためです。

申請地は第2種農地、農業振興地域内で、令和7年1月14日に、農振除外の許可により農用地区域外となっております。

次に、番号8、地図は6ページを合わせてご覧ください。登記簿地目は畠、現況地目は田、面積は3,818m²。権利種別は売買。

転用理由は、太陽光発電用地として利用するためです。申請地は第2種農地、農業振興地域内で、令和7年1月14日に、農振除外の許可により農用地区域外となっております。

次に、番号9、番号10は番号8と同じ転用理由になります。番号9、地図は7ページを合わせてご覧ください。登記簿地目は田、現況地目は田及び畠、面積は計2,008m²。権利種別は売買。転用理由以下の説明は、割愛いたします。

次に、番号10、地図は8ページを合わせてご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は計2,164m²。権利種別は売買。転用理由以下の説明は、割愛いたします。

次に、番号11、地図は同じく8ページをご覧ください。登記簿地目は田、現況地目は雑種地、面積は計2,377m²。権利種別は売買。転用理由は、太陽光発電用地として利用するためです。申請地は第3種農地、農業振興地域内で、令和7年1月14日に農振除外の許可により農用地区域外となっております。説明は以上です。

○議長（熊谷玲子君） 次に、担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況についての説明をお願いします。議案第2号1番から4番までについて、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番農業委員（及川和子君） 4番の及川です。議案第2号1番について、調査報告します。申請地は、現在、住宅と整地された土地に囲まれています。2月21日に現地を確認し、2月26日に譲渡人から直接お話を伺いました。申請地では畠をしていましたが、何年も前のこと、本人は病気を抱えており、農地の管理すらとても難しいとのことで、自身以外に土地を管理できる近親者はおらず、体調を鑑みて、家族、兄弟と相談のうえ、土地を手放す結論に至ったことです。周辺はすでにほとんど宅地となっており、隣接地で耕作されている箇所もありませんでした。

議案第2号2番について、申請地は、現在、住宅と整地された土地に囲まれています。2月21日に現地を確認し、2月22日に譲渡人から直接話を伺いました。申請地では、東日本大震災後、2から3年は耕作をしていたそうですが、水路から水を引けなくなり、耕作は行えなくなってしまったことです。管理は行っていましたが、今後、耕作は難しく、土地の転用許可を取りたいとのことです。周辺は、すでにほとんど宅地となっており、隣接地で耕作されている箇所もありませんでした。

議案第2号3番について、申請地は、現在、住宅と整地された土地に囲まれています。2

月21日に現地を確認し、2月22日に譲渡人から直接話を伺いました。申請地は、田として使用していたが、長く耕作は行っておらず、草刈り管理のみを行っていたとのことです。共に管理を行っていたご主人が去年12月に亡くなったこともあります、今後、耕作は難しく、土地の転用許可を希望とのことです。周辺はすでにほとんど宅地となっており、隣接地で耕作されている箇所もありませんでした。

議案第2号4番について、申請地は、現在、住宅と整地された土地に囲まれています。2月21日に現地を確認し、2月22日に譲渡人の奥さんから直接話を伺いました。申請地は、平成16年頃まで、田と畑として使用していたが、それから耕作は行っておらず、草刈りは、シルバー人材センターに頼んだり、譲渡人が行っていたとのことです。管理が難しくなっており、他に耕作、管理のできる家族もいないとのことでした。報告は以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第2号1番から4番までについて、一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号1番から4番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の举手を求めます。

（ 賛成者举手 ）

○議長（熊谷玲子君） 举手全員であります。

よって、議案第2号1番から4番まで、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に、議案第2号5番及び6番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番農業委員（及川和子君） 4番の及川です。議案第2号5番及び6番について、調査報告します。申請地は、建設中の住宅と雑種地に囲まれています。2月21日に現地を確認し、譲渡人の代理人から、電話にてお話を伺いました。いつまで耕作していたかは、はっきりしないが、5年以上は行っていないとのことでした。管理は、大船渡シルバー人材センターに頼んだり、代理人が行なっていたりしたそうです。譲渡人も含め、親族には畑として利用できる人はいないため、農地の転用許可を希望することです。周辺は宅地、または雑種地となっており、隣接地で耕作されている土地はありません。報告は以上です。

○議長（熊谷玲子君） それでは、議案第2号5番及び6番について、一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号5番及び6番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の举手を求めます。

（ 賛成者举手 ）

○議長（熊谷玲子君）　挙手全員であります。

よって、議案第2号5番及び6番は、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君）　次に、議案第2号7番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員（中嶋敬治君）　議案第2号7番について、調査の結果を報告します。申請地の現況は、休耕田、管理は、草刈り等が十分にされていない状況となっています。昨年10月26日に譲渡人のご自宅を訪問して、直接、詳しく話を伺っております。譲渡人は、体力的に維持管理が困難なので、譲受人の資材置き場として、贈与して、協力したいとのことでした。2月21日に譲受人から確認したところ、資材置き場として、譲渡人から贈与を受けて、利用したいとのことでした。周囲は、北側が山林、南側は宅地となっており、他に農地がないため影響はありません。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷玲子君）　それでは議案第2号7番について、質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君）　以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号7番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　賛成者挙手　　）

○議長（熊谷玲子君）　挙手全員であります。

よって、議案第2号7番は、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君）　次に、議案第2号8番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員（中嶋敬治君）　議案第2号8番について、調査の結果を報告します。申請地の現況は休耕田、年間4回以上の草刈りにより、保全管理が良好な状態です。2月25日に現地を確認し、譲渡人に電話で確認したところ、売却して、太陽光発電施設整備の手続きを進めているとのことでした。その後、譲受人に電話で確認したところ、施設建設後の保守管理や草刈り等は、譲受人が行い、周囲の農地へ影響がないように進めたいとのことでした。周囲は、北側が休耕地、南側も休耕地となっており、周囲の農地への影響はないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷玲子君）　それでは、議案第2号8番について、質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君）　以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号8番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　賛成者挙手　　）

○議長（熊谷玲子君）　挙手全員であります。

よって、議案第2号8番は、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に、議案第2号9番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番農業委員（中村亨君） 9番中村です。議案第2号9番について、報告します。地図は7ページをご覧ください。申請地は、現在は、草刈り管理されていますが、国の減反政策が始まった頃から、作付けは止めてしまったとのことです。今後、作付けする予定もなく、草刈り管理ができなくなってきたので、太陽光発電用地として売却して、利用してもらうとのことでした。譲受人の話では、許可になり次第、順次進めていくとのことでした。

○議長（熊谷玲子君） それでは、議案第2号9番について、質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号9番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号9番は、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に、議案第2号10番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番農業委員（中村亨君） 9番中村です。議案第2号10番について報告します。地図は8ページをご覧ください。申請地は、現在、カボチャ等を少し植付けしているくらいで、譲渡人は、だんだん動けなくなってきたので、息子たちに任せていて、今後、作付けする予定が立てられないで、譲受人に売却して、利用してもらうとのことでした。

○議長（熊谷玲子君） それでは、議案第2号10番について、質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号10番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号10番は、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に、議案第2号11番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番農業委員（中村亨君） 9番中村です。議案第2号11番について、報告します。地図は8ページをご覧ください。申請地は、議案第2号10番の隣接地で、現在は採草地として畜産農家に管理してもらっているが、自分で作付けする予定が立てられないことから、

譲受人に売却して、利用してもらうとのことでした。

○議長（熊谷玲子君） それでは、議案第2号11番について、質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号11番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号11番は、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に、議案第2号12番及び13番について審議いたしますが、この案件は、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員が関係することから、中嶋敬治推進委員は退室をお願いいたします。

（大船渡地区日頃市地域推進委員中嶋敬治君除斥）

○議長（熊谷玲子君） 次に、議案第2号12番及び13番について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長（高橋大介君） 議案書9ページをお開きください。

番号12、地図は9ページを合わせてご覧ください。登記簿地目は田及び畠、現況地目は田及び雑種地、面積は計1,100m²。権利種別は売買。

転用理由は、太陽光発電用地として利用するためです。申請地は第2種農地、農業振興地域内で、令和7年1月14日に農振除外の許可により農用地区域外となっております。

次に、番号13は番号12と同じ転用理由になります。番号13、地図は同じく9ページをご覧ください。登記簿地目は畠、現況地目は田、面積は1,078m²。権利種別は売買。転用理由以下の説明は、割愛いたします。以上です。

○議長（熊谷玲子君） 次に、担当地区の農業委員から、申請地の現況についての説明をお願いします。議案第2号12番及び13番について、1番、佐藤信農業委員から説明をお願いします。

○1番農業委員（佐藤信君） 1番佐藤信です。調査結果の報告をします。地図は9ページをご覧ください。現地調査は、2月21日に行いました。聞き取り調査は、同日に、譲渡人A、譲渡人Bからは直接、譲受人からは、電話にて行いました。現況は、集落全体が切り立った山に囲まれており、山に隣接して当該農地があり、農作物の作付けは行われておらず、草刈りによる保全管理の状態でした。12番の所有者の譲渡人Aは、現地から離れたところに住んでいます。現在、農作物は作付けしておらず、全て保全管理となっており、当該農地を手放しても、何ら支障は生じないと思われます。13番の所有者の譲渡人Bは、当該農地を手放しても何ら支障は生じないと思われます。水田の病害虫防除は、個人対応となっているため、今回の申請地は隣接して1箇所にまとまっていることから、支障がないと思われます。譲受人からの聞き取りによると、設備の建設に係るスケジュールは、今回の転用許可後に着工し、1カ月くらいで完成することでした。太陽光発電設備完成後の管理は、会社Cと管理委

託契約を締結するとのことでした。管理が適正に行われているかの確認をどのように行うのかと聞くと、電力会社へ電気を販売するので、管理が適正になされていなければ、電力供給量に影響がでるため、保守管理費を計上して、管理することでした。

○議長（熊谷玲子君） それでは、議案第2号12番及び13番について、一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号12番及び13番について、本委員会において、許可と決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号12番及び13番は、本委員会において、許可とすることに決定いたしました。

ここで、中嶋敬治推進委員の着席をお願いします。

（大船渡地区日頃市地域中嶋敬治推進委員着席）

○議長（熊谷玲子君） 中嶋敬治推進委員に報告します。議案第2号12番及び13番について、許可と決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 次に、日程第6、議案第3号、「農地法の適用外であることの証明願について」を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長（高橋大介君） それでは議案書10ページをお開きください。議案第3号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものであります。

番号1、地図は10ページを合わせてご覧ください。登記簿地目は田、現況地目は雑種地、面積は305m²。

非農地の事由ですが、昭和50年頃、願出人の父が埋立て、長年の間放置され、震災後、プレハブを設置し、その後、無人サービス拠点が建設され現在に至ったものです。願出人からは、始末書の提出を受けております。

こちらの現況につきましては、カラーの地図をご覧ください。以上です。

○議長（熊谷玲子君） 次に、担当地区の推進委員から、当該地の現況についての説明をお願いします。議案第3号1番について、大船渡地区末崎地域、尾形キヨシ推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形キヨシ君） 推進委員の尾形です。議案第3号1番について、報告します。地図は10ページをご覧ください。2月25日に、願出人の代理人から、電話にて聞き取り調査を行いました。申請地は、願出人の父が埋め立て、長年、放置していましたが、震災後にプレハブを設置し、その後、無人サービス拠点を設置してから現在に至り、雑種地として利用していたため、農地ではないと思っていたとのことです。また、願出人は、

遠方にいるため、農地としての管理も困難であるとのことでした。

○議長（熊谷玲子君） それでは、議案第3号1番について、質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第3号1番について、本委員会において、願いのとおり決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について、本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第17回総会を閉会いたします。引き続き、事務局から連絡事項等がありますので、そのままご着席願います。

午後2時55分閉会